

都市計画法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の認可の告示（平成19年3月27日京都府告示第180号）がありましたので、同法第66条の規定により、事業の施行について、次のとおり公告します。

平成19年3月30日

京都市長 梶本 頼兼

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

1・4・9号 久世橋線

2 施行者の名称

京都市

3 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局街路部広域幹線道路課

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

平成13年京都府告示第58号の事業地のうち京都市南区東九条南石田町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

(建設局街路部広域幹線道路課)